第 13 回総会記念講演①(2014.5.29)

消費税のしくみ

日野川 勇 一(税理士)

はじめに

今日は消費税のしくみという話ですが、みなさんのお手元には消費税増税を特集にした「住民と自治」誌５月号（以下、単に「住民と自治」と記します。）が届いていると思いますけれども、ここに掲載されている諸論考も参考にしながら話を進めたいと思います。

また、消費税のしくみと併せて県内経済の影響についても話すようにとのことでしたので、具体的に県民生活にどんな影響が出てくるのか、県庁に行って資料も見たんですけれども、なかなかそれらしいものは見つかりませんでした。住民と自治での東京都の山本さんの論考では、東京都においては、バスとか水道、電車等の公営交通、公営企業の条例を改定して値上げをしているということがあるんですが、栃木県においては、公営企業は少ないので、今後どのように影響していくか、検討していく必要があるのかなと思います。

１ 消費税増税転嫁

消費税のしくみで、私もそうなんですが、税の転嫁がスムーズにいっていると思ってしまうんです。図１のように、製造業者、卸売業者、小売業者、そして消費者という順番で物品あるいは役務が転嫁していくという中で、当たり前に５％だ、今度は８％だというふうに貰えるものだと思ってしまうんです。あるいは払うべきだと思っているんですけれども、実際のところは、買うときに安くしてよとか、あるいは幾ら幾らでやってよという形になっていて、消費税が５％だから上乗せして払っているということではありません。そして、スーパー等で買い物をするときも、消費税込みの総額で処理されていますから、いちいち５％の消費税が入っているな、８％入っているなというふうに誰も彼もが考えて買い物をしています。消費税が含まれているものとして買い物をしているんです。ところが、力関係などがあって、いつも顔を付き合わせている人からまけてよとか言われると、まけてあげたいなと思うのが人情です。それから、強いものと弱いものとか、仕事を出すものと貰うものとかの立場の違いで、優位に立つか否かということでも転嫁できるかどうかということになるということです。

図１　消費税のしくみ

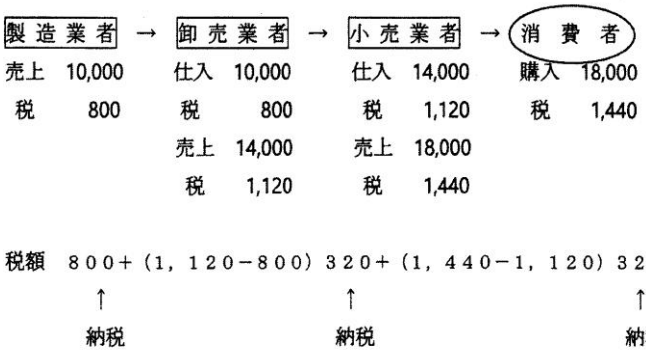

ですから、この消費税という税金は、事業者間において強い者が有利で弱いものが不利、それから消費者と販売業者との間でも立場の強弱があります。特にそれが大手のメーカーになると、露骨になって、もっと努力して単価を下げろとかなるわけです。それをマスコミでも言うわけです。努力が足りないから中小業者はなかなかコストを下げられないんだと。もっと勉強して、何とかコストを下げるように努力しろというふうに責められるわけです。何か自分の責任でそうなのかなと。じゃあ、まけてやっても仕方ないかなという感じになってしまうわけです。そういうことで、この転嫁の問題は、消費税が不公平税制である一番の根幹をなすのではないかと考えています。

私もそうでしたけれども、お客さんには申告期限が来たときに５％を納めなければいけないので慌てて納税資金の準備をしろといっても、普段から自転車操業ですから、それだけの余裕資金はありません。なるべくなら普段から消費税分として税金を別に取っておいてくださいと、ついついこちらも国の宣伝に乗せられてしまう傾向があります。これは本当に錯覚してしまうんです。ちゃんとスムーズに転嫁されていって、最終段階の申告する業者が、それまで順次貰ってきた消費税を納めるんだから納税するお金がないということはないかと思うんですけれども、実際のところは、今申上げたように転嫁していないという問題があります。

それで一番の問題は、日本の消費税は帳簿方式なんです。帳簿で集計して、お客さんからいただいた売り上げに含まれていた消費税、それからいろいろな経費に掛かった消費税、それとの差し引きでプラスになれば納めると、マイナスになれば還付されると、そういうふうに帳簿で計算するんです。ですから、一年経ってみないと分らないわけです。もちろん、普段から月次の試算表というのを作って、売上に対する消費税と諸経費の消費税を突き合わせてみれば、累計として幾ら消費税を納付しなければいけないというのが分ります。しかし、仕事に追われている小規模事業者は、丼勘定でやっていますから、なかなかこれが消費税分ですよと、そして申告期限、納付期限になったら、それだけ納めるんですよというのが頭では分かっていても、実際のところそのお金はないですから、いざ納付という時になると、深刻な問題になってくるということです。

ですから、年々滞納額が増えているんです。国は滞納額が増えているということをできるだけ発表しないで、徴収の担当者がしつこく集めて歩くんです。だから、滞納額は年々増えてはいるんですけれども、目立って増えているほどではないので、あまり騒ぎ立てないわけです。また、あまり騒ぎ立てると、納税者の方が反旗を翻すので、あまり宣伝もしなければ公表もしないということです。

この転嫁の問題については、国もなかなか転嫁は容易ではないということを認めているんです。ですから、少し長たらしい法律ですけれども「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」（消費税転嫁対策特別措置法）が平成 25 年 10 月 1 日に施行されました。商工会議所等で実態調査をしたところ、転嫁が難しいあるいは転嫁が全部できるわけではないという回答があったりして、半分くらいが転嫁ができないか、あるいは難しいという回答を寄せています。ですから、商工会議所も、円滑に転嫁されるように今から手を打ちなさいというので、法律が施行され

た 25 年 10 月あたりから商工会や商工会議所、中小企業庁と消費者庁といったところが、もし取引先にお願いして相手先が難しい顔をしたら、中小企業庁なり消費者庁に訴えてくださいと言っています。しかし、果たして自分がこういう目に遭っているから何とかしてくださいと、役所で指導してくださいということをお願いできる業者がどれほどいるかということです。もし、どこかの事業者がそれを持ちかけた、相談窓口に行ったとなると、そのしっぺ返しが恐ろしいから大概は泣き寝入りになっていると思いますが、それなりの苦情は寄せられているようです。ただ、これはあくまでも指導ということです。この間、新聞に転嫁の問題でどこか大きいところの名前が載っていましたけれども、それは氷山の一角で、随分これから出てくるのかなというふうにも思います。

私自身も税理士として、中小企業庁から経営革新等支援機関という認定を受けているのですが、中小企業庁から私宛にも窓口を開いてアンテナを張ってそういうものがないかどうか、そういう対策を取ってくださいというような案内も来ています。それだけ転嫁の問題というのは、消費税にとって一番の問題だということだと思います。

２　消費税法はリストラ推進法とも言える

次は、「消費税法はリストラ推進法とも言える」ということです。図２は、住民と自治に掲載されていたものです。

先程、申し上げたように、日本の消費税は帳簿方式です。帳簿の中に保険を払ったとか利息を払ったとかあるいは給料払ったということで、「仕入れ税額控除」といいますけれども、収入の方の消費税から控除できるものとして、大概のものは控除できるんです。ここで問題にしているのは、人件費です。給料を払えばそれは不課税というやつで、消費税は掛りません。不課税のほかに非課税というのがあります。医療行為をすれば保険収入が入ってきます。その公的保険収入、診療報酬は非課税になっています。これは不課税とは別です。

少しややこしいのですが、不課税、非課税、それから免税というのもあります。人件費は不課税なので、消費税の税額計算をするときに控除になりません。この図でいいますと、5000 億円の売上に８％かけると 400 億円になります。これが帳簿からくる売上に対する消費税です。

次の仕入れ 1000 億円ですが、原価としてもちろん引けますけれども、それの８％で 80 億円、それから諸経費 1000 億円の８％で、これも 80 億円、それから外注費 500 億円の８％で 40 億円、それと人件費 2000 億円は不課税ですから、社員に給料払う場合のところを見ていただければ分るように、消費税はありませんから控除するものはありません。それで社員給与として払った方の納税額は 200 億円になります。その右隣の派遣に置き換え外注費として払う場合ですが、2000 億円払うと、160 億円の消費税が計上できますから、納税額は 40 億円になります。納税額が 160 億円も減ってしまうわけです。

ですからこの消費税が導入された後、どんどん派遣の方に人材を移したわけです。そして今もってそのうま味を知っていますから、労働法制を変えているということが顕著に表れているわけです。こういう面でも消費税は、大変な不公平税制であるといえます。

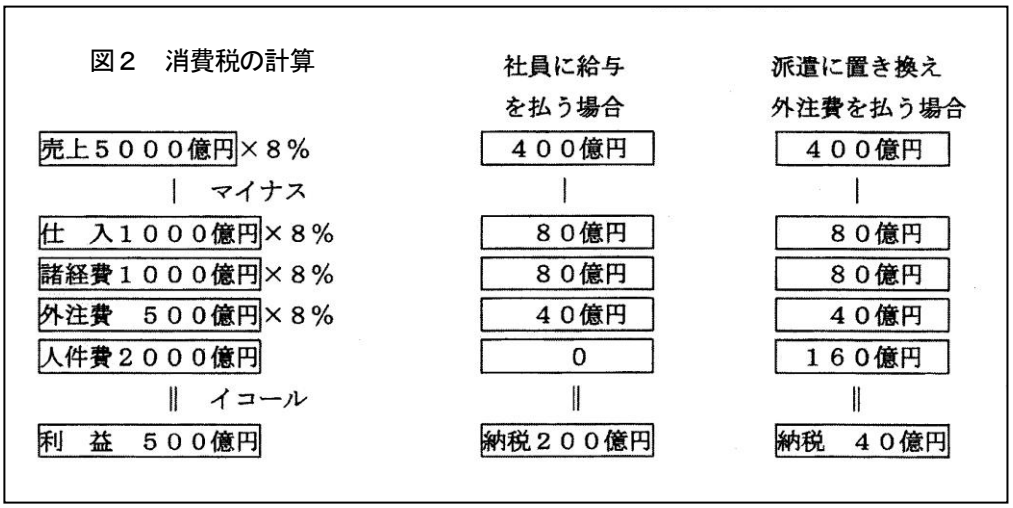

３　日本の消費税は間接税か

次に、日本の消費税は果たして間接税かという問題です。私たちが消費する酒とかたばことかは製造する業者が蔵出しといって、製造するところで、酒税は幾ら、たばこ税は幾らと計算して蔵出しするわけです。最終的にその利用者、消費者がそれを負担するわけです。これが間接税といわれるものなんですけれども、今の日本の消費税は、転嫁も不十分ではっきりしていないなどの問題があって本当にそういう間接税になっているのかということです。

これが間接税といえるかということは、消費税で有名な湖東京至先生とかが書いています。1948 年にガット協定というのができました。これは貿易上の障害を軽減ないし撤廃することを目的としたものでした。当時、フランスは付加価値税みたいなものをやっていたんですが、その時は、まだ直接材料費だけしか輸出した物品から控除していませんでした。自分のところの間接税ですから、他の国に輸出するときに、自分のところの間接税を上乗せするわけにはいきません。ですから 100 万円したものを国内で売れば 108 万円で売らなければなりません。ところがアメリカに輸出するときに、アメリカは外国ですから、自分の国だけが８％適用で相手国には８％を上乗せできません。そうすると 100 万円は 100 万円で持っていくという取引になります。

1954 年にフランスが始めたのは、それまで直接材料費だけ還付していたのを、今までかかっていた付加価値税を全部還付しますということです。ガット協定は、そもそも貿易上の障害を取り除くということなので、輸出するときに付加価値税を掛けないで売り出すので売り上げは零税率になります。フランス国内でフランス国民に売る場合は、20%なり付加価値税を上乗せて消費させるけれども、アメリカに輸出する場合は、100 万円のものを 20%上乗せすることはできませんから、そのまま 100 万円で輸出します。そうすると今度は、フランスの業者はそれまでの段階で付加価値税を直接材料費だとか何だとかということで経費で払ってきたわけですが、それが今度は、どうなるんだという話です。

それでフランスが考えたのは、今までかかっていた付加価値税を全部返しますということにしたわけです。これがいわゆる間接税です。フランスやドイツもそうですけれども、皆んなインボイス（請求書等に適用税率・税額の記載を義務付けたもの）を使って確かに

付加価値税が含まれていますと順次インボイスを渡すわけです。それを基に申告の時に幾らいただいた、幾ら払ったというのが明瞭ですから、計算できるわけです。ところが、日本の場合は、インボイスではなくて帳簿ですからハッキリと分らないわけです。それで、フランスは間接税だとして、今まで払ってきただろう付加価値税をそっくり還付するということを考えたわけです。今はそれを全部やっています。ドイツもイタリアもスウェーデンもそうです。そもそも間接税は、輸出の時は上乗せできないので、その品物については今までかかったものは一切還付しますよというのが付加価値税というやつです。誰が得するかというと、今まで払ってきたと思われる付加価値税を国から戻してもらう輸出業者です。確実に国から税金として還付されるわけです。これほど輸出巨大企業にとっていい税金はないということです。

表１　製造業輸出上位 10 社の還付金増加額の推算

（単位：億円）

適用税率 / 企業名	税率5％（2012年4月～2013年3月事業年度）	税率8％（2014年4月～2015年3月事業年度）	税率10％（2016年4月～2017年3月事業年度）
トヨタ自動車	1,801	2,882	3,602
日産自動車	906	1,450	1,812
ソニー	635	1,016	1,270
本田技研工業	563	901	1,126
マツダ	504	806	1,008
キヤノン	465	744	930
三菱自動車	411	657	822
新日鐵住金	392	627	784
東芝	355	568	710
パナソニック	336	537	672
合計	6,368	10,188	12,736

※税率と還付金額は国税分と地方消費税分の合計額。
※キヤノンの事業年度は 2012 年 1 月～12 月をベースにしている。
※各社の有価証券報告書に基づき湖東が推算したもの。

住民と自治の湖東先生の論考の中に上位 10 社の輸出巨大企業の還付金がいくらかという表が載っています。

2012 年度の５％の時は幾ら、2014 年度の８％の時はいくら、2016 年度の 10％の時は幾ら、2012 年度のトヨタ自動車の輸出戻し税は 1801 億円です。桁外れの金額ですけれども。これがトヨタの本社がある税務署に還付申告しますと国から文句なしに還付されるわけです。これだけ確実な話というのはないんです。しかも今まで５％だった、そして来年 10 月からは 10％になるわけです。単純に考えると 1801 億円の倍 3602 億円戻ってくるわけです。なぜ財界が消費税増税の推進をするのかというのはここに理由があったわけです。

これは逆に、アメリカにとっては面白くない話なんです。アメリカには連邦政府の付加価値税というのはありません。州税として小売売上税という間接税があります。
小売売上税ですから消費者に売って預かると、その業者が納めるということです。払うのは消費者・需要者で、納めるのは預かった業者、これは正しく間接税というやつです。

何故アメリカは面白くないか。日本の自動車をアメリカに輸出した場合は 2.5％の関税をかけますよと日本と協定を結んでいます。直接税で国から補助金を出して企業を保護するのは禁じられているんだそうです。それを今度は黙っていても、トヨタとかが還付をし

てもらうことによって日本の企業は保護されているわけです。間接税となると、それが世界の常識といいますか、当たり前になっているので、日本からアメリカに輸出すると、トヨタは輸出戻し税をもらうので、価格競争力からいうとアメリカは損をしてしまうわけです。本来ならば108万円の車を日本で販売しているのに、アメリカでは100万円で売れるので、アメリカの自動車業界は、価格競争力においては不利になるわけです。

これも最近出た本ですけども「アメリカは日本の消費税を許さない」（注:岩本沙弓著、文春新書、2014.1）という本があります。アメリカにとっては、本当に面白くない話なんです。それでトヨタあるいはホンダとかの日本の車の関税をもっと上げたい、だけどもすぐさまそれをしないで、逆に報復をするんです。どういう報復があるかというと、この本に「消費税と日米通商交渉の歴史」という表があります。

1989年に消費税が導入されました。左の欄では消費税の歴史ということですが、その中で法人税率がどんどん下がっていっているという紹介があります。右の方は日米通商交渉の歴史です。ご存知のように日米構造協議というのがありました。そこでは、単品ごとに牛肉だとかオレンジだとか、あるいは自動車の関税を下げろという交渉をしていました。それが1994年になってきますと、年次改革要望書というのが出てきます。これには何の関税を下げろとか、市場開放をしろとか、規制緩和しろとか、そういう項目が載っているわけです。それに対して日本の政府は、努力します、努力しますということで、どんどん受け入れてきました。1997年、消費税が５％になった年ですが、この時は、金融ビッグバンというのがありました。外国為替購入銀行という外国為替を扱える銀行が公認されていたのですが、それをなくせと、金融ビックバンということで、どこの銀行でもといったら大げさですが、始まったわけです。今、ＦＸといって為替の

表２：消費税と日米通商交渉の歴史

消費税の歴史	日米通商交渉の歴史
1989年4月1日　竹下内閣 消費税導入　3% 法人税（基本税率）　42.0%→40.0%（1989年）→37.5%（1990年）	1989年7月14日 日米首脳会談でジョージ・H・W・ブッシュ大統領が宇野宗佑総理大臣に「日米構造協議」提案、実現へ 後に「日米包括経済協議」となる
1994年11月25日　村山内閣 消費税率を3%から4%に引き上げ、地方消費税1%を加える税制改革関連法を成立	1994年11月15日 年次改革要望書がスタート
1997年4月1日　橋本内閣 消費税　3%→5% 法人税　37.5%→34.5%（1998年）→30%（1999年）	金融ビッグバン 1997年5月16日の外為自由化など1997年、1998年に集中[*33] 2000年6月1日 旧大店法が廃止、新大店法で規制緩和
2009年9月16日　民主党鳩山政権発足 消費税は4年間上げないと公約	2009年後半 年次改革要望書が廃止
2010年6月　菅政権 「自民党の消費税10%案を参考に」 法人税30%→25.5%（2011年）	2010年11月 日米経済調和対話が開始 年次改革要望書、TPPの内容を踏襲
2012年8月10日　野田政権 「社会保障と税の一体改革法案」可決	2011年11月12日　野田首相 APEC首脳会議でTPP交渉参加の方針を伝える

取引が自由化されました。

さらに鳩山内閣が誕生した 2009 年にこの年次改革要望書が廃止になりました。民主党ですから、それまでのアメリカのしがらみを外したいというのもあったんでしょうけれども、その後の菅さんの時に、日米経済調和対話というのが始まっています。これは今見たような年次改革要望書を更に受け継ぎ､加えてＴＰＰも含めたような内容のものになって、日本に突きつけてきたわけです。

今問題になっているＴＰＰですけれども、前の野田首相が交渉に参加することを約束したわけですけれども、とにかく消費税絡みでアメリカとの関係がアメリカの言いなりになってきているわけです。消費税増税というのは国内問題なんですけれども、アメリカにとっては国際問題で、日本の安いものがどんどん入ってくる、関税を変えないと負けてしまうということで、逆に日本の関税を下げろというふうに言ってきているわけです。ですから、今毎日のようにテレビでＴＰＰの話が出ていますが、関税を下げろと、オーストラリアも日本に牛肉の関税はもっと下げて欲しいとか、とにかく日本の関税を下げろという通商交渉が激しくなっているわけです。

ですから、ただ単に日本の消費税増税が日本国民を困らせるだけではなくて、アメリカをはじめとする要望が日本の農業破壊に繋がる、あるいは医療とか保険に打撃になってくるんです。日本のいわゆる簡保とかをどんどんなくしていきたいというのがアメリカの要望ですから、ＴＰＰを許したら本当に大変なことになってくるだろうということは明らかです。

４　非課税制度について

最後になりますけれども、先程申上げたように消費税は少し厄介なところがあって、非課税、不課税、それから免税があります。免税というのは、輸出業者が輸出するときに消費税を上乗せできませんから、今まで払ってきただろうと思われる消費税は還付しますよというものです。逆に、非課税というのは、病院経営とかあるいはアパート経営の事に触れておきましたけれども､住宅の貸付は非課税です｡入居者に家賃がいくらと設定します。その後、エアコン等の器具を取り換える、水道を直すという時に、それは全部貸主の自己負担になります。それを一々お客さんからこれだけ掛かったからということで貰えれば別ですけども、大概は貸主が負担しますので経営を圧迫する元になります。

顕著なのは病院です。住民と自治にも載っていますけれども、今、政策的にも病床を減らすということで、病院経営が大変厳しくなっています。社会保険診療の改定があって少し上がりましたけれども、それ以上に消費税の負担が大きいので、実質マイナスだというふうに言われています。病院経営では、非課税というのは免税と違って還付制度がないんです。先程のトヨタとは違って、病院が患者さんからいただける社会保険診療の収入は消費税は非課税です。一方で、医療器具の購入費の中には消費税が含まれていて、増税で負担になってきます。そうすると、経営を圧迫するので優秀な人材が集めにくくなってきます。集める資金が無くなってくるんです。そういうことで、いろんなところに悪影響が出てくると思われます。

５　おわりに～消費税を廃止に

やはり住民と自治に、カナダの例が載っています。カナダでは７％で始まって、６％に下がって、今は５％になっています。カナダは国境を接してアメリカと取引しているので、あまり盾付けないということがあるようです。しかも、導入したその後の選挙で与党の進歩保守党は 162 議席から２議席に減ってしまったと、それだけ国民が増税反対との意思表示をしたということだろうと思います。この間のフランスの大統領選挙でも、サルコジが21％に上げるんだというふうに発表したら、落選してしまったわけです。一方、当選したオランド大統領は政権公約では上げないといっていたのが、政権に就いたら上げると発表したんです。それほどの上げ幅ではないんですけれども、それが国民の批判を受けて、20％くらいの支持率に下がったわけです。歴代大統領の中で一番支持率が低いという結果にもあるように、やはり税金の問題というのは、本当に命取りになるようなものでもあるんです。ですから、私はもっと国民が声を大にしてカナダから学ぶ、あるいはフランスから学ぶということをしていって、是非ともこの消費税を元に戻すとか、廃止にするとか、そういうことにしていきたいなと思っていますので、皆さん一緒に頑張りましょう。

（本稿は、講演録をもとに事務局が編集した原稿に、講演者が一部修正して作成したものです。文責は事務局にあります。）